輸出 (積 戻 し) 差 止 申 立 更 新 申 請 書 (保護対象営業秘密関係)

	整	理	No		
更一		_			
	令和	年	:	月	日

税関長 殿

※ 申立人【公表】住所氏名又は名称

法人番号又は国籍 (連絡先) 担当者 電話番号 電子メールのアドレス【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

*	当初申立て年月日【公表】	令和 年	月日	*	当初申立書整理	浬N o		
※ 認定手続を執るべき税関 長【開示】		(函館、東京	、横浜、名	古屋、大阪	反、神戸、門司、	長崎、	沖縄地区)	税関長
	輸出(積戻し)差止申立 てが効力を有する期間とし て希望する期間【公表】			了の日の翌	5 令和 年 翌日から令和 翌日から4年間	. •	日まで 月 日	まで
経済産業大臣認定書の内容	※ 経済産業大臣認定書の作成年月日及び番号 【開示】							
	※ 経済産業大臣認定書の記載内容	じた物に該当上記の貨物を	当する貨物 ・ を譲り受け からず、か	を特定する	10号に規定することができる。 亥貨物が不正使ないことにつき	事項【: 用行為	公表 】 により生じ	こた物で
*	委任関係の変更【開示】	□ 有		無				
その他参考となるべき事項 【開示の可否:□可、□否】								

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。ただし、経済産業大臣 認定書を除き、侵害の事実を疎明するための資料等営業秘密に関する資料の提出は不要です。
 - 2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・ 開示されます。
 - (1)【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

(2)【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

- (3) 【開示の可否】項目
 - 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
- 3.「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
- 4.「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」 にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。
- 5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A4)